



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

上場会社名 豊和工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 坂野 和秀
(コード番号 6203)
問合せ先責任者 常務取締役総務部門長 石原 啓充
(TEL 052-408-1001)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月25日開催予定の当社第177期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、本日付の「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、当社第 177 期定時株主総会の承認を条件として、コーポレート・ガバナンスの一層の強化の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 法令で定める監査等委員である取締役の員数が欠けた場合において、補欠の監査等委員である取締役の選任を毎年行う不便さを解消するため、補欠の監査等委員である取締役の選任の効力を2年とする旨を定款第22条として新設するものであります。
- (3) 改正会社法により責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が拡大することを踏まえ、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、取締役（業務執行取締役等であるものを除きます）との間で責任限定契約を締結することができる旨を定款第31条第2項として新設するものであります。
- (4) その他、条文の新設や削除にともない必要となる条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 25 日 (木)
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日 (木)

以 上

「定款変更の内容」

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示す)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 ～ 第3条 (機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。</p> <p>1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人</p> <p>第5条 ～ 第19条 第4章 取締役および取締役会 (取締役の定員)</p> <p>第20条 当社の取締役は7名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新設)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 ～ 第3条 (機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。</p> <p>1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. 会計監査人</p> <p>第5条 ～ 第19条 第4章 取締役および取締役会 (取締役の定員)</p> <p>第20条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く</u>)は7名以内とする。</p> <p><u>② 当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (削除)</p> <p><u>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第22条 ～ 第24条</p> <p>(条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下報酬等という）は、株主総会の決議によって定める。相談役および顧問の報酬は取締役会の決議によって定める。</p>	<p>(補欠の監査等委員である取締役の予選の効力)</p> <p><u>第22条 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第23条 ～ 第25条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第28条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下報酬等という）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役と区別して、株主総会の決議によって定める。</u>相談役および顧問の報酬は取締役会の決議によって定める。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除) <u>第29条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の責任免除) <u>第31条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
<p><u>第5章 監査役および監査役会</u> <u>(監査役の定員)</u></p>	<p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(業務執行取締役等であるものを除く)の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(削除) (削除)</p>
<p><u>第30条</u> 当社の監査役は4名以内とする。</p>	
<p>(監査役の任期) <u>第31条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(補欠監査役の予選の効力) <u>第32条</u> 補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の選任) <u>第33条</u> 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤の監査役) <u>第34条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u> <u>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(報酬等)</u> <u>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、480万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設) (新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会 <u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
<p>第38条 ～ 第42条</p>	<p><u>第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u> <u>② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(条文省略)</p>	<p>第33条 ～ 第37条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>附則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>当社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役（監査役であった者を含む）の任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>